

○消防庁告示第十九号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十四条第一項第六号へ、第三十条の三第四号ホ及び第三十一条第四号の二の規定に基づき、スプリンクラー設備等の送水口の基準（平成十三年消防庁告示第三十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十四日

消防庁長官 大石 利雄

第二第一号を次のように改める。

一 結合金具は、差込式又はねじ式のものとし、その構造は、差込式のものにあつては消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十三号）第八条に規定する呼称六十五の差込式受け口に、ねじ式のものにあつては同令第十条に規定する呼称六十五のねじ式受け口に適合するものであること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。